

令和2年度第1回岐阜県障害者施策推進協議会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年9月2日(水)10:00~12:00
- 2 場 所 岐阜県OKBふれあい会館 大会議室
- 3 出席者 委員15名、オブザーバー3名、事務局11名(別紙参照)

4 議 題

- (1)「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況について
(2)「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の骨子案について
(3)その他

5 議事要旨 (○印:委員、●印:事務局)

<議題>

(1)「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の取組状況について

- 「質の高い保健・医療提供体制の整備」の中に、野菜摂取量の全国1位を目指すことが、この中にあることについては問題はないか。
また、成果目標が59項目あるとのことだが、数えると57項目しかない。何か抜けていないか。
- 成果指標・成果目標に係る進捗状況については、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、県、圏域、市町村でそれぞれ評価があることから、項目としては59項目となる。
- 野菜ファーストプロジェクトについては、岐阜県が、野菜摂取が少ないということで、平成30年度から進めている。今、全国的にも、糖尿病による人工透析の方々がかなり増えてきているという現状もあり、野菜摂取を増やすことや、最初に野菜を食べることによって血糖の増加を抑制するという予防の観点から、項目として入れている。
- WHOの診断基準では、吃音や、知的障がいも含めてすべて発達障がいという診断になっているが、障がいの中でも差別なく、取り残しのないようにお願いしたい。意思疎通支援、外出、移動のための同行・行動支援ができるような人をぜひ養成していただきたい。まずは、人材養成、意思疎通ができる人、そして、移動支援・同行援護、こういうものにつなげてもらいたい。また、きちんとした医療も当然だが、防災についても考えていただきたい。
- 1点目の質問について、資料でご覧いただいたのは、現行プランの中の取り組みで

あり、水野委員からご指摘のあった意見について、特に意思疎通支援については、まだ取り組めていないところなので、次期プランの中でも、発達障がい者の支援ということで、取組みの方向性について検討したい。

人材の育成、専門人材の育成について、県では、同行援護の専門人材研修に毎年取り組んでいるので、引き続き、専門人材の養成と支援者の質の向上を目的として、事業を進めていきたい。

- グループホームについて、資料に施設入所者の地域生活移行の表があり、令和2年度までの計画数値が74人で、元年度の実績が59人となっている。この59件の地域移行の行き先の内訳がわかれば、教えていただきたい。
- データを持ち合わせていないので、別途、わかるような形でお示しする。
- 資料中、令和元年度のグループホームの整備は、国庫補助分で5件とのことだが、国庫補助のないグループホームは何ヶ所ぐらい整備されているか、もしわかれば教えていただきたい。
- 共同生活援護の事業所の指定の数で言うと、平成31年4月1日には、県全体で98事業所であったところ、令和2年6月1日には、107事業所に増えている。この差分が、ほぼ1年間で増えた事業者であり、そのうちの5件が、国庫補助制度を希望し、採択を受けたという状況である。

(2)「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の骨子案について

- 施設あるいはグループホームで暮らす中での高齢期の問題、これを医療としっかり結びつけていくことが必要。うちの会の7割は施設に入りたいが入れないというのが現状である。施設は、親から離れて、その子の特性に応じて専門的にきちんと成長させていくという非常に大きな使命、役割がある。
グループホームを作るのにはとてもお金がかかるが、中核市には県からの補助がない。今後、グループホーム利用者も重度化していくと思われるので、グループホームへの補助について考えていただきたい。
発達障がいも知的障がいもほとんど兄弟同士なので、知的障がいだけ見てこれだけ多い、発達障がいは少ないというのではなく、よく精査した上で、入所施設の改革、入所施設に対する支援をしていただきたい。
また、発達障がい支援センターの役割が非常に弱いので、支援をお願いしたい。
- 1点目の医療との連携については、私どもも課題として認識している。昨年度、医

療の関係者と、発達障がい、自閉の方も含め、どのように連携をしていくべきか、医療側の中での取組みを考えていく必要があるということで、会議を設けて進めようとしていたが、コロナの影響で、開催ができなかった。今年度以降も、引き続き、進めていきたいと思っている。

グループホームの整備の補助金については、国の補助制度として、中核市は、中核市と事業者とが負担、岐阜市以外の地域については、県と事業者とが負担するという制度の仕切りがあるため、ご理解願いたい。

発達障がい支援センターについても、従来から発達障がい支援体制の整備強化に向けた連携会議等を設けており、圏域の発達障がい支援センターとしての役割が岐阜圏域にはない状態という課題も認識をしている。どういう形でやっていくのか、連携会議の中でも、また議題として取り上げて進めていくとともに、次期プランの中でも考えていきたい。

- 障害者差別解消法ができて4年になるが、いろんな面でバリアフリー化が進んだと聞いている。しかし、医療において、特に障がい関係の専門医療を受診する場合は、障がい特性を理解した対応をしてくれるが、一般の診療所とか病院、医者が対応するときは、必ずしもそうではなく、わかりやすい形の情報提供というのが、まだまだ不十分と思う。特に、今、高齢化ということで、最近、障がいの子どもががんになるが、がんに対するわかりやすい情報がなく、情報触媒もなかなかないため、ぜひ「質の高い医療体制」の中で、合理的配慮の一つとして、わかりやすい情報提供をお願いしたい。
- 医者が専門医化しており、なかなか普通の医者で子どもを診ることができず、まして、障がいを持った方、お子さんはもっと診られない状況。また、高齢とともにさまざまな疾病に罹患されます。加えて難病となると、やっぱり一般の開業医では、躊躇してしまいます。よって、ご近所にかかりつけ医を作っていただいて、ことあるごとに受診していただくとういと思う。来ていただくと、病状を含めて理解するために努力をするので、できる限り地域のかかりつけ医を作っていただくということが一番大事。そうすると、私達も難病者の御家族も含め心身ともに患者様を理解しようと努力をするので、ぜひそのようなコミュニケーションをして、親近感を持ったかかりつけ医を作っていただきたい。
- 具体的などころをどう組み立てていくのかというあたりは、堀部委員の方から、医師会にいろいろ働きかけをしていただけるとありがたい。
- 今日の会議結果を伝えていきたいと思うが、圏域、地域にわたって説明するところがあるので、障がい者等々について理解をするように、また、かかりつけ医として見るようにということを進んでいただくよう話をしていきたい。

- 例えば、歯科医では、障がいの方向けの情報があるが、一般の人でも、なかなか、医療用語を言ってもなかなかわからないので、わかりやすい本とかイラストとかはないか。
- 健常の方々と同じような条件で、配られている程度。今だとネットを見て、この症状は何かということ話していただくのが一番と思う。いろいろ努力はしているとは思いますが、無駄になるのではないかと思うので、今はインターネットを使っていただいて家族の方が情報を得るのが一番と思う。
- 新プランの施策体系(案)について、第6期障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画の国の基本指針が5月に出され、7つほど推進することとされていると思うが、その第1番目に意思決定支援が上げられている。司法でも、成年後見人、後見実務について、意思決定支援を踏まえた後見実務のガイドラインが検討されており、秋ぐらいには示されると聞いている。判断能力が十分でない人への意思決定支援の考え方が変わってきているので、ぜひ次期プランに掲げてもらいたい。
- プランの中にどれだけ入れ込めるのかという意見のため、ぜひ、お願いできればと思う。
- コロナの関係で、やっと知事会見に手話通訳がついたところだが、知事会見だけでなく、他にも、県議会とか、選挙とか、裁判とか、非常に専門性の高い手話通訳が求められるようになってきている。厚生労働省の認定試験として通訳士試験があり、専門性の高いものには、通訳士が求められるが、岐阜県内には現在20名ほどしかおらず、ここ5年くらい岐阜県では通訳士が生まれていない。そこは非常に大きな課題だと思うので、しっかりと行政の方で通訳士を育てていくこと、具体的な数として通訳士を何人生むかということを目標に定めてもらいたい。
- 具体的な数値の目標を立てて、達成をというご意見ですので、そこはご検討いただきたい。
- ずいぶん前から、施設から地域へという大きな方針がある中で、本県の場合は、国の方針より少なくと言っているもので、本人や家族の方を含めて、どこで住みたいかということを確認した上で、やっていただきたい。国の方針もあるが、岐阜県の事情があり、入所されている方とか在宅の方とか、そういった方たちの意見を集約されたと聞いているので、本人の意見を尊重して、次期プランを策定してもらいたい。また、県のプラン策定にあわせて、県内42市町村も変更及び新規に策定するところもあると思うが、市町村毎に格差があるため、県でも把握して、県内どこの市町村に住んでいても、安心して生活ができることを県の責任としてやっていただきたい。
「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」の中に、障がいということを経済に普及することが、障がい者あるいは障がい者団体の役割として謳ってあるが、なかなかそれができてないため、こちらからも、もう一つ踏み込んでいかなければならないと思う。

各市町村の広報紙が点字や音訳されていないものがある。21市の中でどれくらいあるか調査したところ、半分くらいは点字や音訳されていない。各市町村の窓口に、そういう通訳か手話がわかる方を設置していただきたい。意思疎通が一番肝心だと思うので、県の主導で各市町村に言っていただきたい。また、この会にも、市長会や町村会の方がオブザーバーとして参加しているので、そういった意見も伝えていただきたい。

- 当会の子たちは、歯科とか内科は、近所にかかりつけ医がいるが、例えば、怪我して、大きな病院に行くのは迷惑と思い、近所の外科等に行くと、障がいがあると言った時点で、窓口で断られる。どうしてもお願いして、中に入れていただいても、指一本触れない状態で、鎮痛剤だけいただくということが数度あった。

子どもにがん検診を受けさせたいが、検診時に、病院の方から、子どもたちが狭い所とか、暗いところを怖がるため、結局受けられないということが多々あり、いろんなところから相談を受けているが、県の方から、受診可能な病院等の情報を発信していただけないか。

- 岐阜県では、岐阜大学病院にある岐阜県がん情報センターに委託等し、「ぎふがんねっと」において、がんに関する知識の普及啓発等、情報発信をしている。今のご意見等を聞きながら、そういった情報がまだまだ県民の皆さんに十分に周知されていないようなので、がん情報センターと連携を取りながら、色々な障がいを持った方々にもわかりやすい情報発信等について検討をしていきたい。

- 来年3月に障がい者の法定雇用率が2.3%に引き上げられるが、企業側の受け入れができていない。会社としては、障がいのある方を雇用したいと思っても、なかなかマッチングがうまくいかず、2.3%に向かうまでに難航することが予測される。

障害者就業・生活支援センターは、知的・身体・精神・発達、難病等、あらゆる障がいのある方の支援をしており、今、500名以上の登録者がいるが、担当ワーカー7名でこの人数をやっており、非常に厳しい。障がいのある方に、一人一人向き合っただけで雇用につなげていきたいと思っているが、人が不足していて、1人に対する時間が短くなり、非常に申し訳ない現状にあるということをご理解いただきたい。

また、事業主側は、法定雇用率のカウントをしたいので、障害者手帳ありきである。発達障がいのある方の中には、手帳は取得したくないが、一定の配慮が必要という方もおり、一方で、会社は手帳がないと受け入れ不可ということで、本人の思いと会社の受け入れがなかなかうまくいかない。求職者のほとんどが、精神障がい、発達障がいの方だが、発達障がいのある方の理解・啓発について、まだまだそこまで手が回っていないため、事業主側に立った専門性の高い、理解・啓発するような要員が必要と思う。

- 具体的な取組が多様化し、多機能化していく中で、支える側の人材の養成がひっ迫してきている現状がある。当然、当事者である障がいのある方の日常を支えてい

く人たちがとても大事なところなので、次期プランにおいて、ここをどう手厚くしていくのか、ご検討いただければと思う。

- 今回の基本目標の文言が、次期プランの中で「活躍し」という言葉が入ったとのことだが、本来ならば、県としては、環境整備ができたから次は活動ができるような活躍体制をと捉えることができると思うが、創生総合戦略の中に文言が同じようなものがあるという理由で、「活躍」という言葉を入れたといった書き方がされている。次期プランの中の新規、変更項目を見ても、「活躍」に繋がるような言葉があまり感じられないが、この「活躍」という言葉を入れることによってどのように次期プランに反映していくのか。

また、新規項目として、「視覚障がい者等読書環境の整備の推進」が掲げられているが、障がいを持ったお子さんたちの教育という点で、教科書に関しても、適用がされていく予定はあるのか。

- 1点目のご質問については、「活躍し」という言葉をあらためて抜き出しをさせていただいたものである。施策体系を見ていただくとわかると思うが、現行プランの中でも、共生社会の実現に向けて、社会環境づくりを進めながら、社会参加を進めていく支援の充実というような柱立てになっている。また、それを支える日常生活の福祉の充実、または基礎となる保健医療体制の整備といった全体の中で見ていただくとわかるように、障がいのある人もない人も共に安心して暮らしていくというところだけだったが、中を見ていくと、例えば、変更のところにもあるように、スポーツ、文化芸術、就労支援といったところを、より手厚くしていこうという考えもあり、今回、単にその創生総合戦略に掲げられた目標にあるからという理由だけではなく、その施策体系の中でも、表現をさせていただいているところである。
- 視覚障がい者の教科書については、現時点で、点字の教科書とか拡大教科書を使っている。それから環境整備としては、拡大読書器等を使用して、環境の整備を行っているところである。
- 教科書バリアフリー法で、ある程度、視覚障がい児の教科書問題はクリアされているが、読書環境をもっと充実させるという方向で、県の方でご尽力いただければと思う。
- 新型コロナウイルスについて、第3波は、確実にもっと大きな波になるのではないかと考えている。障がいを持った方たちは、一般の先生方に診てもらうことが困難ということで、皆さんからご意見がたくさんあったが、疾病とコロナということに対する対策を、できるだけ、県として、しっかりした対応をとってもらいたい。
- 県では、昨日も、本部員会議、連絡対策協議会を開催して、新型コロナ対策に向けた総合対策を考えており、診療体制、検査体制、入院等の施設、ホテル等の後

方支援施設等、そういったものを、総合的なパッケージとして定めている。それに伴う予算も、3月から、今回の9月議会までで、1,300億円ぐらいの補正予算を組んで対応している。その中で医療関係者、それから福祉団体、高齢者団体も含め、色々なご意見を伺いながら、総合的に、その場で対応しており、障がい者施設から社会福祉施設についても、先般、5団体と県で相互支援という形で協定を結んだ上で、施設の中で感染者が出た場合どういった対応をしていくか、そういったことも含めて、研修会の実施や、感染症の専門家の派遣など、総合的にパッケージの中で対応させていただきたい。それを見ていただいて、まだまだこういった点が足りないなど、ご意見、ご要望等があれば、県の方に言っていたいただきたい。

3 その他意見交換

質問・意見なし

- コロナ禍の中で予測がつかないことが起こっているが、新プランの策定に向けては、また12月まで時間をいただいて、詰めていくということなので、各団体、或いは支援の立場にある方々のご意見も含めて、プランに反映させていっていただきたいと思う。